

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
山梨県大月市
- 2 構造改革特別区域の名称  
大月エコの里特区
- 3 構造改革特別区域の範囲  
山梨県大月市の区域の一部（富浜町鳥沢地内中野・山谷地区の一部）

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 大月市の概要

##### 位置・地勢

本市は、山梨県東部に位置し、首都東京から西方に84km、県都甲府市からは東方に56kmの位置にある。地形は、市内を東西に流れる桂川流域の河岸段丘を含む中央低地、桂川（相模川）を境にして北に広がる関東山地、南に広がる丹沢山地の3つの地域に分類することができる。市域の大部分は森林に覆われており、北の関東山地、南の丹沢山地の雄大な山なみが広がっている。森林や原野の豊かな緑の中を勇壮に流れる桂川、それに繋がる大小さまざまな支流が緑豊かな市内の随所を流れている。

##### 人口の推移

本市の人口は、昭和30年の41,412人から平成15年の32,077人へ大きく減少し、65歳以上の高齢人口が7,848人（24.5%）に達しており、高齢化が一段と進行している。世帯数は、一貫して増加傾向にあり、昭和30年の7,392世帯が平成15年には10,826世帯へ増加し、世帯の小規模化が進んでいる。

##### 産業別就業者数

15歳以上の就業者数は、平成12年国勢調査によると15,301人で、総人口の46.1%となっている。これを産業分類別に見ると、第3次産業就業者の比率が57.6%で最も多く、第1次産業就業者はわずかに2.0%となっている。

##### 産業別就業者数

	総 数	第1次産業		第2次産業	第3次産業
			農 業		
就業者数	15,301人	308人	204人	6,145人	8,810人
割合 (%)	100%	2.0%	1.3%	40.2%	57.6%

（平成12年国勢調査より）

### 土地利用

総面積は、28,030ha で、これらの内、森林・原野が 24,499ha と 87.4%を占め、耕地は 366ha で 1.3%である。農用地面積は平成 12 年現在、1,481ha であり市域面積の 5.3%となっている。

### 土地利用

総面積	土 地 利 用			耕 地	
	宅 地	農用地	森林・原野	耕 地	耕地率
28,030ha	479ha	1,481ha	24,499ha	366ha	1.3%

(平成 12 年耕地面積統計調査より)

## (2) 大月市の農業の概要

本市の農業は、典型的な山間地農業であり、生産性の低い傾斜農地や小規模農地が多く、過疎化の進む山間地では、遊休農地・耕作放棄地が増加している。また、就業環境の変化や就業意識の変化などを背景とした若者の農業離れ、農作物の輸入自由化、農業就業者の高齢化など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

本市の農家戸数は平成 55 年の 2,148 戸から平成 12 年には 1,069 戸に減少し、農家総数に対する専業農家の割合は 5.4%から 3.0%へ、第 1 次兼業農家の割合も 5.8%から 0.6%にそれぞれ減少している。

農業者人口についても、平成 7 年の 4,946 人から平成 12 年は 4,371 人に減少し、農業離れが進行している。更に農業者人口に占める 65 歳以上の高齢人口の割合も平成 12 年には 31.0%を占め、農業従事者の高齢化の進展と担い手不足による遊休農地が増加している。

経営耕作面積は平成 7 年の 273ha から平成 12 年は 249ha と 14ha 減少しており、耕作放棄地は 133ha、耕作放棄率は 34.8%となっている。

### 専・兼業別農家数の推移

調査年 項目	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
農 家 総 数	2,148	100.0	2,020	100.0	1,446	100.0	1,199	100.0	1,069	100.0	
専 業 農 家 数	117	5.4	148	7.3	140	9.7	176	14.7	32	3.0	
兼 業 農 家 数	総 数	2,031	94.6	1,872	92.7	1,306	90.3	1,023	85.3	1,037	97.0
	第 1 種 兼 業	124	5.8	56	2.8	24	1.7	13	1.1	6	0.6
	第 2 種 兼 業	1,907	88.8	1,816	89.9	1,282	88.6	1,010	84.2	1031	96.4

(農業センサスより)

### 耕地面積と農業者数

年次	農地経営耕地面積 (A)	農地耕作放棄地面積 (B)	耕作放棄地率 (B)/(A)+(B) ×100	農業者人数 (C)	農地者人数 (D) (65歳以上)	(D)/(C) × 100
平成7年	273ha	115ha	29.6%	4,946人	1,393人	28.2%
平成12年	249ha	133ha	34.8%	4,371人	1,356人	31.0%

(農林業センサスより)

#### (3) 本市のエコ(環境)への取り組み状況

本市では市の将来像を「自然と共生する環境調和都市」と定め、「自然と共生する暮らしづくり」、「広く結び連携する地域づくり」、「個性豊かな地域の顔づくり」を基本理念としてまちづくりを推進している。

生ゴミ処理機やコンポストの普及を奨励し、家庭から出る生ゴミを乾燥堆きゅう肥に変え、土に戻す「エコリサイクル」の推進や環境監視員を雇用し、ゴミの不法投棄を監視する環境パトロールを実施し、ゴミから市域を護る等の活動を行っている。

農業においては、堆きゅう肥を利用した環境保全型の農業の推進、風土を生かした特産品づくりと地域の生活文化を活性化するエコツーリズムの振興を挙げ、地域特産品として健康食品であるウコンの栽培を奨励し製品化している。また、遊休農地の活用と農業に気軽に親しむ「土と心のリフレッシュ推進事業」として約2ha、159区画の「ふれあい農園」を開設し、都市住民との交流を図っている。

#### (4) 中野・山谷地区の特性

特別区域に設定しようとする中野・山谷地区は、大月市の東部に位置しており、甲州街道鳥沢宿の北部に位置している。地域全体が傾斜地で畑作、野菜、花卉栽培等が行われている。

この地区は、昭和47年から宅地開発事業者による宅地開発が着手されたが、計画上必要不可欠の用地交渉が難航し、事業が凍結状態にある。時代経過とともに、事業者は、この事業から撤退することとなり、長年地域に多大な迷惑をかけたとして、所有している農地約4.2ha、山林約5.8haの土地を本市に寄附することとなった。

この土地は、30年間放置状態であったため荒廃しているものの農地と森林を一体的に利・活用できることから、里山の再生と「自然と共生する環境調和都市」をめざす、本市の農・林業の再生モデル地区と位置づけ、農業に関心を持つ人や農業に取り組む意欲のある人によるNPO法人を設立し、既存の枠組みにとられない事業を展開することとした。

この地域では、事業主体となるNPO法人の設立にむけて、平成16年8月に代表山田政文氏、副代表中野・山谷地区自治会長を役員とする24名のメンバーによる「NPO法人大月エコの里設立準備会」を発足した。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

「大月エコの里特区」は、宅地開発事業者から寄附を受ける遊休荒廃農地を含む10haの土地を活用し、本市のめざす「自然と共生する環境調和都市」の実現に向けた、環境保全型農業、農地を活用した都市農村交流、遊休農地対策の推進を図るものである。

しかしながら、本市の農業は、若者の農業離れや高齢化により後継者の確保ができず、担い手の不足により遊休農地が増加しており深刻な課題となっている。

このため、本地域において構造改革特別区域法の特例措置の適用により、NPO法人等が農業に参入し、農業経営を行うことは地域農業の新しい担い手を確保できるとともに、遊休農地等の有効利用に繋がり意義があると考えられる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特別区域内において、農業生産法人以外の農業参入により、遊休荒廃農地を含む10ヘクタールの土地を核とし、豊かな自然環境を活用し、NPO法人、市民と都市生活者が協働し、先人の文化、技術を継承しつつ、環境との調和の取れた地域の活性化を実現させる。

### (1) 新たな担い手の確保

特別区域内における農業生産法人以外の法人に参入を認めることにより、農業経営の新たな担い手の確保を図る。

### (2) 農地・景観・自然の維持

遊休荒廃している農地・林地や未利用地を整備、植林等により、調和のとれた里山に戻し、生態系を復活するとともに、治山、災害抑制等様々な機能を確保する。

### (3) 環境保全型農業の推進

ゴミ処理機やコンポストを活用してできる堆きゅう肥の投入などにより土づくりにから、有機無農薬栽培を推進し、その栽培技術を市内生産者等へと普及を図る。

### (4) エコツーリズムによる都市と農山村との共生交流

農業体験・観光農園、森づくり事業、子どもを対象とした農林業体験学習、環境教育を通して、都市住民との交流を深め、長期滞在型の交流人口の増加と農業生産性の向上を図る。また、景観の保全とともに住民の収入の増加や新規定住者の増加により地域の活性化を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果

### (1) 新たな担い手の創出による遊休農地の解消

農業生産法人以外の農業参入により、特別区域内の遊休農地 4.2ha を活用して事業を展開することにより、初年度 2ha、2年後には 4ha の遊休農地の解消を実現する。

### (2) 環境保全型農業の実践

安全で安心な農作物を生産し、栽培リストを添付することにより安全を証明した産物を消費者に提供する。

年次別栽培面積の目標

(単位：a)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
有機無農薬野菜	50a	150a	200a	200a	200a

生産額の目標

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
有機無農薬野菜	-	2,250	6,750	9,000	9,000

野菜の生産額 12,000 千円 作付け面積 267a

1a 当たりの生産額 12,000 千円 ÷ 267a = 45 千円

### (3) エコツーリズムによる都市と農山村との共生交流

都市住民との協働、交流により、山村住民が気づかない自然や地域資源、山村生活の発見がもたらされ、都市住民は農業や森林づくりを体験することにより、農業や自然の大切さ、山村の良さが認識され交流人口の増加が期待できる。

年次別交流人口の目標

(単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
交流人口数	100	150	200	250	300

ふれあい農園の利用者数から予測

## 8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認め

## る事業

- ・ 地域提案型遊休農地活用推進事業費補助金  
（山梨県が遊休農地を活用する地域の自発的な取り組みを支援し、地域の活性化を図る目的で助成を行う）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1 0 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体 大月市  
農地の借受主体 特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

### 4 特定事業の内容

( 1 ) 事業に関与する主体 N P O 法人「大月エコの里」(平成 17 年 2 月設立予定)

( 2 ) 事業が行われる区域 大月市富浜町鳥沢地内中野・山谷地区の一部

( 3 ) 事業の実施期間 平成 1 7 年 4 月上旬から継続的に実施

#### ( 4 ) 事業により実現される行為

大月市が寄付採納を受ける富浜町鳥沢中野・山谷地内の農地 4.2ha、山林・原野 5.8ha の土地を N P O 法人「大月エコの里」(平成 17 年 2 月設立予定) に構造改革特別区域法の規定に基づく協定を締結し貸し付ける。

N P O 法人「大月エコの里」は、農業に常時従事する役員を一人以上おき、借り受けた土地を利・活用し次の事業を行い、大月市がめざす「自然と共生する環境調和都市」の実現に向けた、地域農業の活性化に寄与する。

#### 環境の保全を図る事業

地域の遊休化している農地・林地や未利用地を整備、植林等により、調和の取れた里山にする事業

子供の健全育成を図る事業(農・林業体験学習、環境教育)

- 課外授業等を通じ、人・自然と接し、そこにある多々な資源に接し、利・活用する中で調和の取れた人間性を育てる事業
- 都市生活者との共生交流を図る事業（農業体験、森づくり等）
  - 都市住民との交流を深め、長期滞在型の交流人口の増加と農業生産性の向上を図る事業
- 経済活動の活性化を図る事業
  - ・独自性、希少性のある動・植物資源等を探索・開発・加工・活用し、流通性を持つ商品に育てる事業
- まちづくりの推進を図る事業
  - ・地域の農地・林地や未利用地等の効果的利・活用を図る事業

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本市は、耕地面積が 366ha で総面積に占める割合は 1.3%、農業従事者数は 4,371 人で全就業者に占める割合は 1.3%である。

また、農家 1 戸当りの耕作面積 34.2a、全農業従事者の内 65 歳以上の高齢者が占める割合は 31.0%に達し、耕作放棄地は 133ha で耕作放棄率は 34.8%である。本市の農業は、小規模な兼業農家が圧倒的に多く、若者の農業離れ、農業就業者の高齢化など、担い手不足により遊休農地が増加している。

構造改革特別区域における農業の状況は、本市の中でも最も高齢化が進行し、全農業従事者の内 65 歳以上の高齢者が占める割合は、32.2%である。また、農地耕作放棄地面積も 22ha、耕作放棄地率は 44.9%と多い地域である。

大月市と構造改革特別区域の農地及び農業者の状況

センサ	区 域	農地経営耕地 面積 ( A )	農地耕作放棄地 面積 ( B )	耕作放棄地率 $(B)/(A)+(B) \times 100$
1995	大月市全域 富 浜 町	273ha	115ha	29.6%
		32ha	21ha	39.6%
2000	大月市全域 富 浜 町	249ha	133ha	34.8%
		27ha	22ha	44.9%

センサ	区 域	農業者人数 ( A )	農地者人数 (65歳以上) (B)	$(B)/(A) \times 100$
1995	大月市全域 富 浜 町	4,946 人	1,393 人	28.2%
		629 人	182 人	28.9%
2000	大月市全域 富 浜 町	4,371 人	1,356 人	31.0%
		509 人	164 人	32.2%

(資料 世界農林業センサス)



このような状況の中で、耕作放棄地や遊休農地の拡大を防止するためには、新たな農業の担い手を確保することが不可欠であり、「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は、採草放牧地の特定法人への貸付事業」を導入することで、農業の担い手不足への対応を図り、農地の遊休化を防止する。

なお、本特定事業の実施による当該地区の遊休農地の有効活用の目標は次のとおりとする。

	1年目	2年～5年目	5年目以降
農地	開墾 (2ha)	開墾 (2ha) 農業経営 2ha 体験農園 2ha	交流人口 300人/年
林地	森林環境調査	森林ボランティア活動 林業体験学習での活用 ネイチャー・レヅ・構想の策定	「ネイチャー・レヅ・構想」 の実現 交流人口 500人/年